



県本部と「農協直売」の新ルール

有限会社A&Aリサーチ
TEL:03-3806-8041
FAX:03-3806-8042

秋田、4JA、概算金に300~500円上乘せへ

あきた白神(能代)は17日理事会で、全農の概算金に独自に一律300円、最大500円の上乗せを決めた。同JAは、一律分以外の200円は「全量出荷奨励金」として、春先に契約した数量を出荷した農家に後日、加算する。また、あきた北央(北秋田)、秋田やまと(三種)、新あきた(秋田)も上乘せを検討。4JA以外は見送方針。「早期に売切り、追加で支払う」方針。秋田みなみ(男鹿)は「独自販売している他のJAのように、上乘せ財源がない」と話す。また、秋田おぼこ(大仙)は「出荷量が多く、一律500円上乘せすると5億円の負担増」と説明する。あるJA担当者は「卸業者は『上乘せして、自分達にいくらで売るつもりなのか』と警戒している。刺激して売りにくくなるのは困る」と打ち明けた。(読売新聞9.19)

秋田、検査始まる、一部で登熟の遅れも

秋田市内の新あきた管内の河辺地区で初検査、あきたこまち24ト。7月迄の好天で出穂早く、稲刈りも平年より3日早く始まった。生育不足の緑の粒や白く濁った粒が見られ、8月の日照不足が登熟を遅らせているとみられる。担当者は、「8月は日照時間が少なかったため登熟が緩慢に進んでいるところがある。各ほ場で確認しながら登熟具合を見て刈り取りを進めてほしい」。夜温が15度を割り込むと登熟がさらに遅れる可能性もあり、JAは稲刈りのタイミングに注意するよう呼びかけている。県中央地区が今週末、県南県北地区は来週が稲刈りのピークとみられる。(秋田放送9.18)

青森、ごしょがる農協、米概算金に独自加算へ

全農県本部は16日の運営委員会臨時会で、出荷契約を結んだ農家に支払う概算金を、つがるロマン7600円、まっしぐら7300円(農薬節減米は200円増額)に決めた。ごしょつがる農協は、まっしぐらの概算金を独自に200円加算し、7500円とした。担当者は「まっしぐらは管内で栽培面積の大きい主力品種。少しでも生産者に還元することにしたい」と述べた。(東奥日報9.19)

栃木、26年産概算金、「内金方式」を採用

全農栃木は26年産コシ(JA米)の集荷時に生産者に支払う概算金を8千円、なすひかり7千円、あさひの夢は6,500円円とした。26年産の本県の概算金は、ある程度の販売が見通せた段階で追加払いを行う「内金方式」を採用しているため、同方式ではない茨城に比べ下落率が高い。同方式を採用した理由について「26年産の需給動向が不透明なため」としている。(下野新聞9.18)

新潟、新米コシ、18日出荷始まる

26年本県産コシの出荷が18日、JA新潟みらい(新潟市)等県内6JAで始まった。新米計278ト、が県内外の卸売業者に向けて出発。県内では今週末、県外では週明けに店頭へ並ぶ。全農県本部によると、26年産コシの出荷量は前年より3%少ない17万7千トを予定。15日現在、コシの1等米比率は95%。(新潟日報9.19)

山形、3JAの新米はえぬき、18日初出荷

県産米初出荷式が18日、酒田市の「山居倉庫」で行われた。はえぬきの新米約24トを出荷。県内各地の店頭へ並んだ。庄内たがわ、やまがた、山形おきたまの3JAで収穫され、検査で全量が一等米に格付けされたもの。昨年より3日早い開催。庄内地方の稲刈りは今週末から本格化する見込み。(毎日新聞9.19)

【東京基準価格・1等玄米】

品種	蛋白基準	9月価格
きらら397	~8.4%	10,950
ななつぼし	~8.4%	12,050
ほしのゆめ	同	11,450
ゆめぴりか	~6.8%	16,700
	~7.4%	15,700
	~7.9%	12,200
	8.0%~	10,950
ふっくりんこ	~6.8%A	12,550
	~6.8%	12,150
	~7.4%A	12,350
	~7.4%	11,950
おぼろづき	~7.9%	12,100
	8.0%~	11,600
きらくりん	~7.9%	12,100
あやひめ	-	11,700
ゆきひかり	-	11,700

壺焼き

◇ホクレンの

9月相対価格(〜9/30)は別表の通り。卸筋は「10月相対価格は引き下げの可能性があると伝えている。

26年産米の概算金を決定する際に、面白いルールを決めた全農県本部がある。そのルールとは、「あらかじめ県本部が、各単協から受ける委託数量の基準数量を決め、実際の委託数量実績が基準数量を下回った場合も上回った場合にも違約金を徴収する」というものだそう。相場が暴騰した時など、委託玉が脇に流れてしまい、計画数量を下回る場合は解かるが、「上回った場合も違約金を徴収する」という点が画期的と言える。

その違約金の金額は、60*。当たり1,000円に決めた。単協にとっては、これまでと違い慎重に県本部と委託契約を結ばないと大きな負担を背負うことになる。委託契約書には、どのような場合に違約になるかその事例が事細かに記されているのだが、それは少しややこしいので省く。興味深いのは、「なぜこの県本部はこうしたルールを作らなければならなかったのか?」という点である。

その点に触れる前に、全農委託数量と農協直売数量がどうゆう数字になっているのか、概要をザックリ掴んでおく必要があるだろう。25年産では、大雑把に言うと、JAグループ全体が集荷した数量が366万ト、このうち農協が県本部に販売委託した数量が290万トである。366万トから290万トを差し引いた76万トが「農協直売」分の数量と捉える事ができる。別表は、参考までに平成16年産から24年産までの販売委託数量と直売の推移を示したものである。

年度	単位: 万ト	出荷・販売						生産者直売
		農協		全集系		生産者直売		
		販売委託	直販	販売委託	直販			
16	636	390	350	40	20	7	12	226
18	631	384	320	64	21	9	13	227
20	636	390	303	87	21	8	14	224
22	592	369	285	84	21	6	15	202
24	604	352	273	79	21	6	15	231

余談だが、事情通は「販売サイドが実体感として捉えている『農協直売』の数量はもっと多いはずである」と語る。解説を聞こう。「これにはちゃんとした理由がある。一般的に『農協直売』分とされているかなりの部分が、実は直売とは名ばかりと言うか、伝票は県本部経由という流れの物が多い。しかし、数字的にこの部分は委託したものとカウントされているはずで、この数量がかなりあるためだろう。『農協直売』には、大きく2つの流れがあることになる。この点を理解しておく必要がある。

農協は、「直売」分を自己のリスクで行なっている部分と、そうでない部分があるわけだ。「直売玉」のキャンセルを喰らった場合どうするかというと、売れ残ったコメは県本部に再委託する。ここが農協系統らしいところ。県本部の中にはそうした再委託は認められないと突っぱねるところもあるが、大方は共同計算ルールがあるためそれを受け入れている。受け入れるのは良いが、当然のこととして県本部はそれを販売するために大きなリスクを背負うことになる。

新ルールを決めた県本部では、「県内最大農協がなんと25年産で1万8千トを県本部に丸投げしてきた」。この農協、集荷量が100万俵を超える全国でも屈指の農協で、複数の大手商社と取引があり、地元のコメをブランド化するなどその活躍ぶりは系統の機関紙にもしばしば良く取り上げられ、「販売力のある」農協として喧伝されてきた。しかし、現実には自ら直売する計画の約半分が売れ残り、県本部に丸投げしなくてはならない羽目になった。この農協は商社や大手卸とどのような販売契約を結んでいたのか?の点は別次元で興味深い点なのだが…。

「この結果どうなったか?」県本部は売れ残った25年産米を捌かなくては行けない。現在の販売環境からして大きな差損を被る。その差損経費の処理策として複数年共同計算を活用することになった。その経費は1俵485円である(事情通)。つまり26年産の販売単価からその分を差し引かなければならず、その分生産者手取りが減少する。こうした事態が簡単に出来ないようにするために新ルールを作ったわけである。(記者海月)